

平成27年度 第2回 5月宇検村農業委員会定例総会議事録

※ 日 時 平成27年 5月27日(水) 午前 9時 から

※ 場 所 活性化センター『結の館』

※ 出席した委員

1. 重委員 2. 森山委員 3. 藤委員 4. 石原委員 5. 坂井委員 7. 要委員
8. 幸本委員

※ 欠席した委員

無し

※ 出席した職員

肥後課長、古島係長、相良主事補

議事日程

- ・開会の宣言 宇検村農業委員会事務局長 肥後 充浩 君
- ・会議の宣言 宇検村農業委員会会長 渡 博道 君
- ・日程第1 議事録署名委員の指名 3番 委員・4番 委員 を指名
- ・日程第2 会期の決定 平成27年 5月27日(水) の1日間に決定

・日程第3 諸般の報告

『平成27年市町村度農業委員会会長・事務局長等会議の報告について』

○議 長

先日(5/20)、鹿児島で開催された平成27年度市町村農業委員会会長・事務局長等の会議に出席しまして、荒廃農地の事が議題に取り上げられました。国の政策としては後〇〇年で荒廃農地を解消し、耕作した土地で利益を上げたいようですが、わたくし個人の感想としては、奄美大島は離島という関係もありますし、土地の問題や排水事情、出荷流通などの問題も含まれているため、荒廃農地を解消できたからといって、すぐ利益が見込めるわけではないと感じました。そこが本土と離島との温度差ではないかと思います。

離島というハンデもかかえているので農家としての所得も少なくなります。その点も踏まえて次回開催時には話し合っていきたいと思っています。

・日程第4 協議事項

議案第2号・第3号

『農地法第3条の規定による許可申請（賃貸借権）について』

- 議長 議案第2号・第3号を一括し、議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局 議案第2号・第3号について、提案理由の朗読と説明をいたします。（資料参照の上、説明）
申請者は、◎◎地区 - - 番地の☆☆さんです。場所は◎◎地区 - - 番地、-- 番地の2か所の賃貸借契約をしたいと申請が来ています。
- 議長 ただ今の事務局からの説明に関連して、◎◎地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
- 3番 はい。先日、本人からの申し出もあり農地確認して来ました。現在土地を耕耘し、さとうきびの夏植えの準備をしています。その隣の土地にはキンカンの植え付け準備をしています。
農業に励んでくれると思いますので、皆様のご審議の程よろしくをお願いします。
- 議長 ただ今の報告の通り議案第2号・第3号について、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
- 8番 頑張っって欲しいと思います。
- 議長 本人も土地を耕耘し、さとうきびの植え付け準備をしているようなので頑張っってほしいですね。
- 3番 やはり一人で農業するとなるとなかなか手がまわらないことも多いのですが、二人で組んで農業するようですので頑張ってくれると思います。
- 議長 他にございませんか。では、これをもって質疑を終了します。

本案について許可する事に賛成諸君の挙手を求めます。

～ 全 員 挙 手 ～

○議 長 全員挙手でございます。よって本案は許可する事に決定いたします。

・議案第4号 『農業に従事していることの申請書について』

○議 長 議案第4号を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局 議案第4号について、提案理由の朗読と説明をいたします。（資料参照の上、説明）

申請者は□□地区ー番地、▽▽さんと奥様の△△さんです。場所は□□地区ー番地からー番地の計785㎡です。現在は経営面積が合計しても10aには満たないのですが、本人の農業従事日数が60日以上に達することと農家として認定されれば、少しずつ経営面積を増やしていきたいとの意向ですので、皆様のご審議の程よろしく申し上げます。

○議 長 ただ今の事務局からの説明に関連して、□□地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8 番 今まで荒れ放題にしていた本人の土地ですが、定年を機にここを耕耘し、今後農業に従事する意欲がありますのでご審議の程よろしく申し上げます。

○議 長 ただ今の報告の通り議案第4号について、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○1 番 是非、頑張ってくださいと思います。

○議 長 他にございませんか。 では、これをもって質疑を終了します。
本案について許可する事に賛成諸君の挙手を求めます。

～ 全 員 挙 手 ～

○議 長 全員挙手でございます。 よって本案は許可する事に決定いたします。

・ 日程第 5 その他 『事務局よりの連絡・報告等』

- ・ ◇◇建設賃借農地返還に伴う搬入土報告について
- ・ 農家用ポスの設置について

・・・・・・ 会議を中断し、 全 員 参 加 で 現 地 視 察 ・ ・ ・ ・ ・

○議 長 現地視察が終了しました。 これより会議を再開します。
事務局より連絡・報告等ございましたら、よろしく申し上げます。

○事務局長 ◇◇建設の農地の件ですが、4月30日に土地所有者、会長、
◇◇建設と事務局、農政担当、農業委員会担当職員も同席し、話し合いの場を設けました。現状をお互いに把握し、土砂の搬入について確認を取りました。◇◇建設からは現在良い土が無いため搬入が難しいとの返答だったのですが、■■地区には搬入用の良い土がまだあるのではないかとの意見があり、さっそく現場を確認しに行った所、土地所有者本人がここの土を使っても構わない、穴が開いている状態のままよりは良いとの事だったので、搬入を決定しました。それが先ほどの現地視察にて確認した通りでございます。また隣接する土地の所有者の方にもご足労いただき、経緯等を説明しました。そして搬入する際には所有者の方々に現場での立ち会いと業者への指示等をお願いしています。

側溝の件に関しましては、まだきちんと把握出来ていないこともございます。今後、会長とも話し合いながら問題解決に向け動

いていく所存です。 農地の土砂搬入に関しての報告は以上です。

ポスト設置に関してなのですが、少しずつ要望もあるようですが、設置条件として5品目、そして農家さん限定という事をまた改めて皆さんにはお願いします。

○1 番

はい、私も担当地区で農業されている方を一軒一軒訪問し、アンケートを取りました。5品目・農家であることがポストの設置条件ですが、この条件から外れるその他の農業されている方々こそ一番ポスト設置を必要としている、行政への要望があると感じました。ですから、この条件は外して、要望のある方の畑には全て設置してはいかがでしょうか。

○事務局長

我々の人数も限られています。1番委員さんの担当地区で25戸から要望があがっていますが、これを宇検村全体で考えると、この人数ではとても廻りきれません。前回の会議でも言ったように、その他の農業をされている方々については来庁時での対応や電話応答などの方法を取ろうと考えています。

○事務局長

もう1点ですが、奄美市から農業指導員が月1回、第2木曜日に宇検村の各農家さんの畑を廻って指導していただける事に決定しました。専門はパッション、マンゴー等です。

さっそく今月の第2木曜日にも来ていただきました。まず◆◆地区から廻り、今は各地区の農地の場所を確認してもらっている最中です。

また9月補正予算におきまして、農業指導車を購入予定です。今後各地区を巡回指導する際に、この車を見かけたら誰でも気軽に声をかけてもらい、直接その場で指導出来るようにもしたいと考えています。

○議 長

では各農業委員には担当地区の農業者の方々に農業指導員の訪問日と農業指導車の件の周知をお願いします。また指導員に質問等ありましたら、その日をお願いします。

○事務局長

また指導員は第2木曜日の朝9時には宇検村に来てもらうようにしています。自分の農地にも寄って欲しいという農家さんがいらっしやいましたら、そこも廻ってもらうようにしますので、そ

の日までには役場に連絡をください。

- 5 番 専門品目はパッションだけですか。
- 農政担当 いえ、パッションの他にもかぼちゃ、さとうきび、ミカン、野菜類と多岐にわたって指導されています。
- 農政担当 主に野菜を専門に指導されていて、春と秋にはここで講習会を開き、育て方から出荷までの一連の講習などおっしゃっています。これまで宇検村ではそういった指導体系が出来ていなかったものですから、今後は野菜類に関しても力を入れていけると思います。
- 農政担当 ここで報告が一点あります。前回の定例会で土壌診断の要望がありましたが、瀬戸内普及所に土壌診断の結果が出るまでどのくらいの期間を要するかたずねました。1週間あれば簡易の診断なら出せるとの回答をいただきました。
もし農家さんで土壌診断の希望者がいらっしゃいましたら、診断を依頼できるようにしています。
農家さんへの周知をよろしくお願いします。
- 事務局長 事務局からの報告は以上になります。
- 議 長 では、その他について質問、ご意見等ございませんか。
- 2 番 前回話しました▲▲地区の場所に○○建設が土砂を置いている件ですが、区長、○○建設に確認を取ったところ、▲▲地区の共同墓地を作る際に埋戻しに使用する土砂だと判明しましたので、この場をかりましてご報告させていただきます。
- 議 長 またそこに現在置いてある機材等は6月一杯で撤去するそうです。そして今後は土砂の仮置きにしても、基盤整備された土地にはしないよう伝えました。また置くような事態になった時は農業委員会に連絡を入れてから置くように伝えました。
- 事務局長 そういう事でしたら、近日中に全業者が庁舎に集まる機会があ

りますので、その時改めて全業者に通知したいと思います。農地等に土砂の仮置きなどをする時は農業委員会に連絡をする事、連絡のない場合は会長名で土砂を撤去する旨を通知しておきます。

- 議長 他にございませんか。
- 1番 はい。マンゴーやタンカンの出荷・販売方法等に関してですが、行政として補助や手助けなどの考えが現在何かございますか。
- 8番 販路の拡大などは是非農協とタッグを組んで取り組んでほしいですね。
- 事務局長 農協としては、ある一定数量の生産保証が出来るなら、販路開拓も提示できるとの事です。
- 1番 出荷・販売で悩んでいる農家への補助など、村としての考えがあれば伺いたいのです。
- 事務局長 認証制度で頑張っている方々が実際いらっしゃいますので、その方々に少しでも追随する農家さんが今後増えてくれれば、こちらももっといろいろな方面に働きかけができやすくなり、農協にも販売ルートなど打診して行きたいと思います。
- 1番 また◇◇建設の土地賃貸借の未払いの件ですが、多数の賃借人の方から声が上がっています。ずっと未払い状態の上、払う意志があるのかも不明です。
農業委員会を通して契約している以上、会としてこのまま放置しても良いでしょうか。
- 事務局長 賃借料の問題に関しては賃貸借人同士の話し合いになると思いますので、未払いがあるなら賃借人から督促の意志を文書などで出すほうが良いと思います。
- 1番 賃借人は農業委員会を通して契約していますので、農業委員会に契約の全てを預けている感覚のようなのです。ですから、是非農業委員会として一言声をかけるなり、何か動いてもらえれば貸

